

意見公募要領

1 意見公募対象

消防法施行規則の一部を改正する省令案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）において、防火対象物点検資格、消防設備点検資格及び防災管理点検資格の資格喪失要件の一つに、「成年被後見人又は被保佐人となつたとき。」と規定しているところ、当該規定を「精神の機能の障害により●●資格者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したとき。」に改めるとともに、その他所要の規定の整備を行うものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入

ますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和元年 9 月 26 日（木）から令和元年 10 月 25 日（金）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。

- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：池田

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 あて

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「消防法施行規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１ 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注２ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

消防法施行規則の一部を改正する省令案について

令和元年 9 月
予 防 課 行 政 係

【概要】

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）において、次の各資格の資格喪失要件の一つに、「成年被後見人又は被保佐人となつたとき。」と規定しているところ、当該規定を「精神の機能の障害により●●資格者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したとき。」に改めるとともに、その他所要の規定の整備を行うもの。

（資格名）	（資格喪失要件規定）
防火対象物点検資格者	規則第 4 条の 2 の 4 第 5 項第 1 号
消防設備点検資格者	規則第 31 条の 6 第 7 項第 1 号
防災管理点検資格者	規則第 51 条の 12 第 4 項第 1 号

【背景】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づき、内閣府に設置された成年後見制度利用促進委員会がとりまとめた「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）において、「各府省においては、政省令や通知などに基づき、成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法案による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきである。」とされているところ。

今般、当該「一括整備法案」にあたる成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「一括整備法」という。）が令和元年 6 月 7 日に成立し、同月 14 日に公布されたことから、当課所管の資格の喪失要件の一つとして「成年被後見人又は被保佐人となつたとき。」と定めている規定の見直しを行う必要がある。

【施行期日】

一括整備法による各法律の改正のうち、「外部団体との調整が必要なもの」に該当する法律に係る改正の施行日は、「公布の日から 6 月を経過した日（令和元年 12 月 14 日）」とされているところ。今回の改正内容については、各資格の資格取得時の講習等の実施主体である（一財）日本消防設備安全センターとの調整が必要になることから、一括整備法の施行日の考え方に合わせ、令和元年 12 月 14 日とする。

○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条の二の二第一項、第十七条の三の三及び第三十六
条第一項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 高市 早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(防火対象物の点検及び報告) 第四条の二の四 〔略〕 2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳（次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。 〔一〇十 略〕 〔3 略〕 4 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者（以下「防火対象物点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者とする。 〔一〇十五 略〕 5 防火対象物点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。 一 精神の機能の障害により防火対象物点検資格者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したとき。 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 〔三 略〕 四 防火対象物の火災予防上必要な事項等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。 五 資格、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。 六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかったとき。 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) 第三十一条の六 〔略〕 〔2 略〕 3 防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行った結果を、維持台帳（第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他の消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告	(防火対象物の点検及び報告) 第四条の二の四 〔同上〕 2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳（次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。 〔一〇十 同上〕 〔3 同上〕 4 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者（以下「防火対象物点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者とする。 〔一〇十五 同上〕 5 防火対象物点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。 一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 〔三 同上〕 四 防火対象物の火災予防上必要な事項等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。 五 資格、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。 六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかったとき。 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) 第三十一条の六 〔同上〕 〔2 同上〕 3 防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行った結果を、維持台帳（第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他の消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告

するものとする。

〔一・二 略〕

〔4・5 略〕

6 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

〔一〇十 略〕

7 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

一 精神の機能の障害により消防設備点検資格者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなつたことが判明したとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

〔三 略〕

四 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。

五 資格、学歴、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。

六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

（防災管理点検及び報告）

第五十一条の十二 法第三十六条第一項の建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項において準用する法第八条の二の二第一項の規定により点検を行つた結果を防災管理維持台帳（次に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

〔一〇七 略〕

〔2 略〕

3 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条の二の二第一項に規定する防災管理点検資格者（以下「防災管理点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項第六号において「免状」という。）の交付を受けている者とする。

〔一〇七 略〕

4 防災管理点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

するものとする。

〔一・二 同上〕

〔4・5 同上〕

6 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

〔一〇十 同上〕

7 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

〔三 同上〕

四 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。

五 資格、学歴、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。

六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

（防災管理点検及び報告）

第五十一条の十二 法第三十六条第一項の建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項において準用する法第八条の二の二第一項の規定により点検を行つた結果を防災管理維持台帳（次に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

〔一〇七 同上〕

〔2 同上〕

3 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条の二の二第一項に規定する防災管理点検資格者（以下「防災管理点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項第六号において「免状」という。）の交付を受けている者とする。

〔一〇七 同上〕

4 防災管理点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

	る。 一 精神の機能の障害により防災管理点検資格者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したとき。 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 〔三 略〕 四 建築物その他の工作物の防災管理上必要な事項等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。 五 資格、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。 六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかったとき。
備考 表中の「」の記載は注記である。	る。 一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 〔三 同上〕 四 建築物その他の工作物の防災管理上必要な事項等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。 五 資格、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。 六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかったとき。

附 則

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。